

感染拡大防止を図りながら、社会経済活動を引き上げる「感染症に強い、安全で安心なとくしま」に向けて

## 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」を制定しました

### 条例の3つのポイント

- 1 事業者の感染防止策が義務となります
- 2 クラスタ等発生時の公表の流れを定めています
- 3 不当な差別的取扱いや誹謗中傷を禁止します

感染者・医療従事者及びその家族や事業者だけでなく、すべての者に対し、感染していることや、そのおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いや誹謗中傷などをしてはいけません。

県は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱いの禁止に関する啓発などを行います。

条例の詳細は  
県の特設サイトをご覧ください



みんなで築こう 人権の世紀

徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぽと徳島)  
〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリントーミナルビル内 TEL(088)664-3719



11月は徳島県人権教育啓発推進月間です

徳島県

あいぽと徳島